

令和 6 年度  
第 2 回世田谷区防災会議

令和 7 年 2 月 12 日

午後 6 時30分開会

○危機管理部長 皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから世田谷区防災会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます世田谷区危機管理部長の◆◆でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは着席して進行させていただきます。

初めに、幾つか連絡事項がございます。まず、1つ目ですけれども、オンラインで出席をされている方への連絡事項になります。カメラにつきましては常時オンにいただきまして、マイクにつきましては発言時のみオンにいただきますようお願いいたします。続きまして、2つ目ですけれども、会議中は、会議の記録として写真撮影を行いまして、必要に応じて議事録と併せて区ホームページ等で公開する予定となっておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、会議資料について確認をさせていただきます。会場出席の方には、机上に紙の資料として、次第、資料1、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（案）について。資料2、同じく修正案概要版。資料7、パブリックコメント実施結果。資料8、世田谷区防災会議委員名簿。資料9、防災会議委員条例を配付しております。

また、i P a dにおきまして、資料3－1、修正案本編①。それから、資料3－2、同じく本編②。資料4、資料編。資料5、地区防災計画編。それと、資料6、新旧対照表を配付してございます。資料3－1から6につきましては、i P a dにて確認いただきますけれども、資料はタッチして開いていただきまして、ページをめくるような操作で次のページに進むことができます。i P a dの操作方法で御不明な点がございましたら、手を挙げていただきまして、お近くの係員までお知らせいただければと思います。

なお、i P a dにつきましては、会議終了後、回収をさせていただきます。後日、内容の確認をされたい場合は区ホームページにて掲載しておりますので、そちらで御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、受付におきまして座席表を配付してございます。もし会場出席の方々が資料等に不足がございましたら、手を挙げていただきまして、お近くの係員までお知らせいただければと思いますが、資料のほうはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

なお、オンライン出席の方には事前に同じ資料をメールにて送付しております。適宜画面でも共有させていただきます。

それでは、次第の２、世田谷区防災会議の会長でございます◆◆世田谷区長より御挨拶を申し上げます。会長、よろしくお願いします。

○◆◆区長 皆さん、こんばんは。区長の◆◆です。本日、世田谷区防災会議の会長といたしまして御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、大変寒い中、また御多用の中を本会議に出席いただきまして誠にありがとうございます。世田谷区地域防災計画につきましては、令和６年３月の世田谷区防災会議において、修正方針、そして修正の重点検討項目を定め修正作業を開始いたしました。その後、令和６年９月の世田谷区防災会議におきまして、東京都の新たな被害想定に伴う区の被害想定を更新をはじめとして、前回、令和３年修正以降の各種防災関連施策の進捗や修正の重点検討項目に基づく検討結果の反映などを行った修正素案を決定いたしました。修正素案決定後につきましては、パブリックコメントや東京都との協議、修正の重点検討項目である物資供給体制の整備や、災害時医療救護における検討結果の反映など、必要な修正作業を行ってきたところでございます。

予期せぬ災害に迅速に対応し、区民の生命、財産を守るため、このたび世田谷区地域防災計画の修正案をここに取りまとめましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。冒頭の挨拶といたしたいと思います。今日はよろしくお願いいたします。

○危機管理部長 続きまして、前回の防災会議から２名の委員が変更となっておりますので御紹介をさせていただきます。資料８の世田谷区防災会議委員名簿を御覧ください。

通番の３２、玉川医師会災害医療担当理事の◆◆様、それから、通番の５３、世田谷区町会総連合会会長代行の◆◆様になります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、資料上、網かけの方につきましては、本日御欠席で、代理氏名の欄にお名前がある方につきましては、代理の方に御出席をいただいております。また、オンライン出席の欄に丸がある方と、本日は、◆◆委員がオンライン出席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の３、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、会長であります◆◆区長にお願いいたします。会長、よろしくお願いします。

○◆◆区長 それでは、これから議事進行を行ってまいります。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、最初、事務局から御説明を申し上げます。その後に、各機関の方から補足の御説明などがございましたら発言をいただきます。その後に質疑に入

らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、まず議事の1つ目、審議事項でございます。世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（案）について、事務局より説明をさせます。

○事務局（防災計画担当副参事） 私から、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（案）につきまして御説明させていただきます。まず、お手元の資料1を御覧ください。

1の主旨にあるとおり、世田谷区地域防災計画におきましては、令和6年9月9日の世田谷区防災会議、また、10月からのパブリックコメントの実施、東京都の協議などを踏まえ、必要な修正作業を行い、計画修正案として取りまとめております。本日は、この案とパブリックコメントの実施結果と併せて御報告いたします。

2の計画修正（案）の内容についてです。資料2、資料3－1、3－2は概要版及び本編の①②となります。本文中の修正箇所につきましては、米印に記載のとおり色分けをしております。詳細については、後ほど3の計画修正（素案）からの主な修正点で御説明いたします。資料4は資料編となります。計画本編に記載されております施策に関する各種数値データや協力協定などの資料をまとめたものとなります。詳細は後ほど御確認ください。資料5は地区防災計画編となります。今回の地域防災計画修正と併せまして、区内各地区において作成されました地区防災計画につきましても、防災塾の実施等を通じまして計画のブラッシュアップが進められ、今回修正案として取りまとめております。

なお、今回修正では、今年度実施しました在宅避難支援事業、防災カタログギフトに合わせに行いました区民アンケートの結果につきましても、基礎資料として追加しております。地区防災計画については、地域防災計画の中で規定されている計画になりますので、併せて御報告させていただきました。

資料6は新旧対照表になります。現行計画からの修正箇所につきましては、米印にあるとおり、青色で表示をしています。

次に、3計画修正（素案）からの主な修正点についてです。資料1に記載していますとおり、詳細は資料2の概要版で御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

概要版の3ページです。2世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕についての(1)修正の背景を御覧ください。丸の5つ目になりますが、令和6年能登半島地震につきまして、令和6年11月の国のワーキンググループ報告結果を踏まえ、緑色に着色した部分の修正を行っております。

次に、5ページを御覧ください。(3)修正のポイントのうち、③物資供給体制の整備に

ついて、主な修正内容の丸の1つ目になりますが、災害時の物資配送体制の実効性の向上の一部記載を緑字のとおり追加しております。

6 ページに移りまして、2つ目の丸です。備蓄物資の保管スペースの確保に、既存防災倉庫内の最適化や区所有外の施設等の活用、公共施設後利用などの記載を緑文字のとおり追加しております。

次に、7 ページを御覧ください。⑤共助の推進につきましては、主な修正内容の丸の1つ目、避難所運営委員会等への支援、丸の2つ目、地域・地区への支援強化につきましては、令和6年9月の防災会議でいただきました御意見を基に、緑字のとおり記載を追加しております。

そのほか、災害時医療救護における医薬品等が不足した場合に備えた備蓄・供給体制の強化、自衛隊中央病院との調整経過、東京都との協議結果、各種数値等の時点更新などにつきましては、資料3-1及び3-2の本編①②に反映しております。後ほど御確認のほど、よろしくお願いいたします。

主な修正点の御説明は以上になります。

それでは、資料1の裏面にお戻りください。4のパブリックコメントの実施結果についてです。(1)募集期間、(2)提出人数及び件数につきましては記載のとおりとなります。(3)主な意見・提案としましては、在宅避難、地域による共助の推進、マンション防災等に関する事など、記載のとおり御意見や御提案をいただきましたが、既に計画へ記載されている内容、実施もしくは検討している事務・事業についての御意見でした。詳細につきましては、資料7、世田谷地域防災計画〔令和7年修正〕(素案)パブリックコメント実施結果を後ほど御確認ください。

5今後のスケジュールにつきましては、後ほど報告事項で改めて御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○◆◆区長 以上、事務局より説明をさせていただきましたが、ここで関係機関の方から補足の御説明がありましたら、会場出席の方は挙手で、またオンライン参加の方は手を挙げるボタンをクリックしてお知らせください。順次、御説明をいただきたいと思います。関係機関の方から何か補足の御発言はございますか。いかがでしょうか。

○◆◆委員 まず、私たちは医療救護関係に関わってきて、いろいろ皆さんと考えてきたので、初期医療に関してかなり整理がされてきたと考えておりますが、今ちょっと悩みな

のは、東日本大震災のときに私たちが学んだことは、災害被災者のけが人さんたち、皆さんやっぱり病院に向かうんですよね。今ある5つの拠点病院と連携病院だけで果たして受け入れられるかどうか。今回、自衛隊中央病院さんが手挙げしてくださって、救護所訓練も私は参加してきて、かなり期待できるかなとは思っています。

ただ、このままでいいのかという点で、いわゆる救護所、拠点病院でも、拠点連携病院でもない支援病院さんたちが、今、世田谷区には21か所ございます。そのうち10か所以上が、やっぱり災害時受入れができないというお返事を先月のアンケートでいただいて、もちろんいろんなケアミックスですとか、いろいろ受入れができない事情のある病院さんもたくさんあると思うんですが、その場で受け入れなくても、少なくともトリアージなり、初療なり、72時間の間に分散して、特に在宅避難なんかをしていると、集まっていまさんから、近くの病院さんにみんな向かい始めたときに、それをどう安心して御自宅にお帰りいただくかということも大事な観点かなと思っていて、今後、そこの整理をつけていく必要が課題としてあるのかなと思っています。

その病院さんへのアンケートにおいても、これはちょっと内輪の話ですが、今、病院さんたちは8割方赤字になってしまっていて、災害対策に余力がないのが現状なんですね。人手も結構、今、大変ですし。なので、その辺の区からの例えば支援、それから、あとはBCPとか、災害マニュアルの作成のお手伝いとか指導とか、あるいは老築化した病院さんが幾つかありますので、そういった病院さんたちの耐震支援ですとか、そういったことを今後盛り込んでいってはいかがかなとちょっと考えています。

もう1点、急性期の話は大分落ち着いてきたんですが、今度は受援ということを頭に入れていかなければいけないのかなと。地域の医療機能が回復してくるフェーズですね。72時間以降に、私は開業医ですけども、開業したクリニックをまた再び開けて、患者さんを受け入れていく、あるいは避難所で風邪を引いた方を診ていく、そういった地域医療を再度活性化させるためには、やっぱり受援も含めて考えていかなければいけない。今回の計画には受援の話がちょっと足りないのかなと思うので、今後、いわゆるJMA TですとかDMA Tですとかが入ってきたときに、あるいはDHEATとか、今たくさんさんの支援システムができていますので、私たち医療災害コーディネーターはそこでもちろん采配をしなければいけないんですが、それをもうちょっとシステム化できるような考え方を盛り込んでみてはいかがでしょうかというところが、次に向けての御提案とさせていただきたいと思っています。

○危機管理部長　今回、修正をしていく中で、いろいろ医療関係機関の先生方から意見をいただいて、今お話しいただいたような整理もできてきたのかなと思っています。ただ、やはりそれだけで災害対策は済むかという、今お話しいただいた課題もまだまだあると思います。急性期からその後に向かってどういうふうに災害対応していくのか、そこら辺については今後のことにはなりますけれども、今回計画をつくってそれで終わりということではなくて、次なるアップデートに向けて、これからも御意見いただきながら、いろいろ一緒に考えていっていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○◆◆区長　2点、問題提起をいただきました。5拠点の病院以外、世田谷区民は92万人いますので、避難所に到底入り切れないので在宅避難というのも呼びかけておりますし、拠点病院以外で、要するにけがをされた方とか、治療を求める方が、必ずしもその5拠点に限らず向かわれるということも想定されるということだったと思います。自衛隊中央病院に今回加わっていただきましたけれども、新たに体制を強化するに当たって医療機関に対する支援の課題があるんじゃないかという御意見、そしてまた、緊急時が日常に反転する際の受援の問題ですね。この2つについては、今回、改定、修正作業も、災害時医療について踏み込みましたが、今後課題としてしっかり受け止めていくということでよろしいでしょうか。

○◆◆委員　はい。

○◆◆委員　今の話に関連していることなんですけれども、先日、東京都の災害対策連絡協議会がありまして、そちらで東京都保健医療局の医療政策部の方とちょっとお話をさせていただきました。東京都は、どちらかというと歯科は急性期というよりも72時間以降のほうでちょっとお手伝いすることが多いと思いますが、それに関連し、2次的な保健管理対策として、災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定しており、区市町村における整備の促進を東京都のほうをお願いしているそうです。

現時点で、区市町村の整備マニュアルが整備されているところがたったの11自治体しかないそうで、残念ながら、世田谷区はまだその中に入られていないそうです。内訳は区部でも6自治体、多摩地区では5つがもう整備されているそうなので、私たちも協力いたしますので、世田谷区も早く整備をしていただければというのが要望です。よろしくお願いいたします。

○◆◆区長　玉川歯科医師会さんからの今の御指摘について、事務局いかがですか。

○危機管理部長　ガイドラインに基づくそういうマニュアルがまだということですから

も、もちろんそういうものを早期につくっていただければいいかなと思っています。まだ、マニュアル類というんですか、そういうものについては、この地域防災計画だけで具体的な活動ができるものではないと思っています。それは医療救護だけではなくて、ほかのものについてもやはりそういう状況がありますので、東京都からそういうガイドラインが出ているということで、ほかのものも含めまして、より実践的な効果が出るようなマニュアルについては、いろいろ御意見をいただきながら、どんな形でつくっていったらいいのかということと一緒に御意見いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○◆◆区長 ほかに関係機関の方からの補足の発言はございますでしょうか。

○◆◆委員 区長、関係機関じゃないんですが。

○◆◆区長 取りあえず、ここは関係機関の方に絞らせていただきます。

関係機関の方からの御意見、補足についてはここまでということで、引き続き、質疑に移らせていただきます。御質問や御意見がございましたら、会場出席の方は挙手で、オンライン出席の方は手を挙げるボタンをクリックして意思表示していただき、順次、質疑、そして応答をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○◆◆委員 今、医師会からの説明がありましたが、前回のこの会議で私も質問させていただきましたのが、今回の特に修正の中でも、区内の死傷者が最大7777人、これを28地区で単純割りしてということでやりますと、うちは松沢地区なんですが、27.7人の死傷者が出る。あくまで単純計算で、誤差はあるかもしれませんが。前回はそれに対して、私たち住民としては、一番重要なのは急性期の3日間なんです。その3日間に死傷者、私たちの立場では死者とは言えませんから、その死傷者をどこに運べばいいのか、そこら辺に転がしておくわけにいきません。そのために私どもリヤカー担架を町会でも買ったりしているんですが、今の話ではどこに持っていったらいいのかというのが全然私としてはつかめません。分かりません。

私も近くの医師から言われているのは、病人について、先ほどの話の中において、特に人工透析をやっている人間はどうすればいいんだろうと、それこそ当日から待ったなしの人間をどうしますかという問題も、一応分かったら、できるだけ早く分かって、地域にも知らせてあげたいなと思っています。

○◆◆区長 それでは、各地区の中で住民の皆さん、発災後のけがをされた方、命を落とされた方、どのように対処したらいいのかという点、また、継続して人工透析のような治療が必須である、酸素吸入とかそういう器具の手放せない方も入ると思うんですが、この

2点について事務局よりお願いします。

○危機管理部長 まず、死傷者の方ですね。お亡くなりになられている方については、区では、遺体収容所ということで各地区会館を指定しております。ですので、その地区会館に遺体を収容することにはなっておりますけれども、その運営について、まだ十分定まっていない部分も実はあります。このことについては、地域防災計画の中でも書いてあるんですけども、それだけでは足りないということで、さらに細かいマニュアルをつくっていかないといけないだろうということで、来年度、そこについてはもう少し細かいものをつくりながら、区民の方々に、御遺体についてどうするのかということは、具体的にマニュアル等をつくって周知していきたいなと思っています。

それから、負傷者の方ですけれども、先ほどの医師会の◆◆先生からもお話がありましたとおり、まずは災害拠点病院、連携病院に緊急医療救護所ができますので、まずはそちらなのかなと考えています。ただ、それでは手に負えないというところがあるので、そこは非常に課題だと思っていまして、先ほどのお話もあったとおり、支援病院の御協力をいただくということも当然必要になってくると思います。そこら辺についてはこれからの課題ということで捉えさせていただいて、詰めていければと考えております。

○◆◆委員 1点ちょっと違うかなと思うのは……。

○◆◆区長 ちょっと待ってください。透析が漏れている。

○◆◆委員 もしよければ補足させていただいてよろしいでしょうか。本来、これは保健所さんの管轄にはなるんですけども、私たち保健所さんとお話ししながら進めてまいりました。今、北沢地域の方は松沢病院が一番最寄りかと思うんですね。松沢病院が災害拠点連携病院になっていますので、まず松沢病院に向かってください。松沢病院はもちろん専門性の高い病院ではありますが、その際には一般診療の受入れをするようになっていまして、私たちが緊急医療救護所を立ち上げて、そこでいわゆるトリアージというのをしながら、重傷者はもちろん、例えば外傷とかは振り分けてまいりますので、まずは松沢病院。今ちょうどいらっしゃっている方々、玉川地区の方は日産玉川病院が拠点病院になっていますので、玉川病院を目指していただくのが一番今のところは適切かなと考えます。そして、烏山の住民の方は至誠会第二病院が拠点病院になっておりますので、至誠会第二病院に向かってくださいという、一応、今の位置づけにはなっております。

先ほどの透析の話なんですけれども、透析は東京都が中心になって透析医療ネットワークというのが作成されております。各透析病院さんは全部入っていて、データベース上に

乗っかっていて、御存じだと思うんですけども、透析はすごくお水がたくさん必要になるので、災害時に透析を回すのは正直厳しいと考えられていて、基本的には被災地外に出すというのをベースに計画はされているようです。ただ、どれくらいどこがどこでできるのかというの、情報を災害時に集めながら回していかなければいけないということで、多分それは日産玉川病院の◆◆先生が中心になって世田谷区の場合は動いていらっしゃると思うので、その構築、一応形はできているというのが現状だと、私はそう考えて、ちょっと細かい資料がございませんけれども、御理解いただければと思います。

○◆◆委員 もう一つ、世田谷地域の人もいるんですけども。

○◆◆委員 世田谷地域は関東中央病院になると思うんですけども、世田谷地域から三軒茶屋方面の方は今度できる自衛隊中央病院さんになるのかなと考えていただいています。大丈夫でしょうか。

○◆◆委員 ありがとうございます。私たちはトリアージはできないものですから、あくまでも死体として扱うわけにはいかないのが、最初に連れていくのは病院だと思うんです。

○◆◆委員 御遺体になるかどうかはそこに行ってみないと分からないので、取りあえずお連れいただくのが正解かなと思います。

○◆◆区長 区の防災訓練でも、御遺体の扱いというのは今のところ総合運動場をはじめ、各地区会館というようなことで決めおいてはいるんですが、その御家族を安否確認も含めて探しに来られる。そこでどの職員がどういうふうに対応するか、また、それだけの人数がいるのかとか、そういうところはまだまだ課題がございます、被災地に行くと、いわばその役割が一番大切だし、非常に厳しかったというお話も聞いているので、今の扱いについて鋭意しっかり考え抜いて、訓練等ができるようにということを議論しております。ということが一応区の現状で、この計画にはまだそこまでは反映できないということです。

ほかに何か御質疑はございますでしょうか。オンラインの方、あるいは会場の方、どうぞ。

○◆◆委員 今、玉川地区は玉川病院と伝わってきたんですけども、拠点病院は、先ほどの世田谷地区の中で関東中央病院とお話をいただいたんですが、捉え方としては玉川も関東中央病院に入れてはいかがでしょうかというのを、ちょっと補足説明していただければいいんですが。

○◆◆委員 玉川は拠点病院なんですけれども、関東中央病院も拠点病院なので、どちらへ行っても近くのほうでももちろん構わないと思います。今、玉川というお話が出たので、大雑把にちょっとお話しさせていただいたと御理解いただければいいと思います。ちなみに関東中央病院は世田谷区医師会からも緊急医療救護所のメンバーを、救護班を出しますので、あそこはちょうど境目ぐらいになりますから、ちょうど境界線なので、世田谷地域……。

○◆◆委員 分かりました。そういう捉え方で承ります。

○◆◆委員 特に住民の方は線が引いていませんので、御利用ください。

○◆◆委員 物資の輸送なんですけれど、朝霞駐屯地であった首都直下シミュレーションというのがありまして、私、防災の予行練習みたいなものを見学に行ったんですけれども、自衛隊がそのとき言ったのは、まず3日間は人命救助をするというんですね。3日間全力で人命救助をやって、終わってから道路の開通をするというんです。道路の開通をして、それが3日、4日かかるから、1週間から10日は物資は来ないと私は思っていたんですけれども、最近入った情報によりますと、警察も、トラック事業をやっている方も、道路を開通させるために一緒に動いていって、それで自衛隊も半分くらいは道路を開通させるために動くというんです。だから、3日もかからないで、要するに3日間人命救助をやったとしても、その後に大至急でやるから、かなり早い時間で道路が空いて、そこへ物資が入っていくんだという話を聞いたんですけれども、そのところの交通整理というのはどうなのでしょう。

○◆◆区長 それは、自衛隊がどのように動けるかということに絞った御質問ですか。

○◆◆委員 自衛隊とトラック業者とか警察の皆さんがどういうふうな話でまとまっているのかなと。

○◆◆区長 いろいろ協定があって、民間の事業者も道路啓開で動くというようなことになって、事務局からお願いします。

○危機管理部長 物資の輸送につきましては、今年度、物資配送計画というのを、もう最終段階にきておりますけれどもつくっております。それで、今、物資の供給については1日分を区が備蓄している備蓄でしのぐと。それから、2日目、3日目分については、東京都からの備蓄物資、あるいは調達物資を各避難所に運んでいくという形になっています。基本的には羽田クロノゲートから輸送するという形になっておりまして、当然道路の状況にもよりますけれども、そこについては、道路はいろいろ、例えば能登半島のような一本

道とかということではありませんので、まず使える道路を使って速やかに各避難所に届けていくということで、そこについては羽田クロノゲートからの物資もありますし、区で備蓄している広域用防災倉庫からの搬送もあります。今回、物資配送計画の中で協定事業者、輸送事業者の方々に御協力いただきまして、どこからどこまでどういうふうに運ぶのかということを詰めさせていただいています。

今回、委員として来ていただいておりますトラック協会様にも御相談をさせていただきながら、どういう計画にしていくのがいいのかということで、もう最終段階に来ておりますけれども、今、計画をつくっているというような状況です。

道路啓開については、区でいうと、区の都市整備部門で啓開をしますけれども、やはり物資の配送に一番大切な道路をまずは啓開していこうということで、そこについても建設の関係事業者さんに協力をいただきながら、速やかに啓開をしていくという計画になっている状況です。

○◆◆委員 そうしましたら、要するに、私は1週間から10日間かかるなと思っていたんですけども、もっと早くなるというような御意見ですか。

○危機管理部長 基本的には、2日目からの物資については避難所に届くように組み立てておりますし、関係機関の方々とも調整をさせていただいて、場合によっては、自衛隊のお力も借りながら物資をしっかりと届けていくというような計画を今つくっております。

○◆◆区長 多分、どのぐらいの災害なのかということによってまるで違うんだと思います。道路も、ビルが倒壊して車両が全部燃えたりして、例えば幹線道路が全然使えないような状態なのか、あるいはそうではなくて、そこを何とか通れるのか、それによっても全然違います。クロノゲートに相当量備蓄をしていて、羽田空港から結構距離があるんですね。だから、今区のほうでやはりそれを計画で……。

○危機管理部長 備蓄はしていません。

○◆◆区長 物資を運んでくる。

○危機管理部長 羽田クロノゲートについては、備蓄ということはしてなくて、東京都から送られてくる物資を経由する。そこから、区のオペレーションが始まるという状況です。これが（本編①P359）、今、修正をした地域防災計画の中での輸送体制のイメージの形となっています。

本当に被害の状況によっても様々だと思いますので、できる限りの資源というんですか、防災の資源を活用しながら、確実に物資を届けられるようにということで組み立てて

まいりましたので、羽田クロノゲートだけではなくて、ほかの区の防災拠点も使いながら、確実に届けられるような組立てをしているところです。

○◆◆委員 先ほど医療機関のほうで、地震になったときに、例えば玉川だったら玉川病院、世田谷だったらどこに行くというお話がありましたよね。それは病院に関しましても公平的に地震はやっぱり来るんじゃないかと思うんですよ。そういう病院が、例えば玉川病院が崩壊した場合、それから先の医療機関ということをやっぱり考えておありなんではないか。

○危機管理部長 災害拠点病院、連携病院につきましては、災害が起きたときでも医療活動を続けられるように基本的な基準が備えられています。ですので、どういう状況になるかというのは確定的には言えませんが、世田谷区の5病院、災害時でも区民の皆様のためにできるんじゃないかなと、そういう形で、どういう災害があっても運営ができるようにということで組立てをさせていただいているところです。

○◆◆委員 できない場合もありますよね。

○危機管理部長 今5病院しかないの、そこがもし1つでもなくなれば、ほかのところに行っていただくという形でいくしかしようがないのかなと思っていますし、そういうことも踏まえて、先ほど課題にもありましたように、できるだけそれ以外の病院についても早く診療をしていただけるような体制というんですか、そこら辺も検討の課題として考えていかなければいけないのかなと思っています。

○◆◆委員 その場合、例えば被災が起きて、けが人とかそういうのを運ぶ場合、ここの病院は使えないとか、ここなら大丈夫ですという例えば広報みたいのは区としては考えているんですか。

○危機管理部長 この点についてもいろいろ御意見をいただいています。災害時にどこの病院で診療を受けられるのかどうかということは、やはり区民の方々に速やかにお知らせすべきじゃないかということで御意見をいただいていますので、その病院が開設できているのかどうかということは、お知らせできるような仕組みを整えていきたいと考えています。

○◆◆委員 ちょっと補足させていただきます。先ほどの質問はすごく大事なことで——大丈夫ですか、お話を聞いてくださいますか。先ほどの御質問は非常にいい質問で、私たちもそれは非常に懸念しているところです。基本的には、災害拠点病院というのは東京都による指定で、東京都から一定の基準、免震であったり、あるいは備蓄であったり、そう

いったものを満たした病院のみが拠点病院として指定されています。ただ、やっぱりおっしゃるように、病院も人がいないと動かない、それから燃料とかインフラがないと動かない。そういった問題は当然起こり得るので、使えなくなる診療施設も多いと思います。そのために、やっぱりたくさんこまは用意しておかなければいけないというのが、先ほどお話ししたような、支援病院でもある程度診療ができる体制を整えるとかそういったことを、東京都ではなくて区がそれをしていただくのが大事な解決策の一つではないかというお話を先ほどちょっとさせていただいたのが実情です。

○◆◆委員 最近ニュース等で、東京都独自で動いているのかはちょっと分からないんですが、震災時に、地方で、県同士でバックアップするというお話を聞きますけれども、東京都は独自で震災関係の部分は動くものなのかどうか。それと、これも最近、取りざたされる部分なんですけれども、我々避難所としては、いつとき避難から2次避難、広域避難ということで理解しているんですけれども、最近、各地域に神社の拠点があるので、神社庁を通して、これから避難の受入れ体制ということもうちで承っていますけれども、今後、東京都として各市域に神社はありますので、その受入れがどういう考えでおるのか、ちょっと気になりましたので質問させていただきました。

○危機管理部長 まず、受援の体制ですけれども、これは地方も、東京都も同じで、東京が被災したときには地方からの支援をしていただくようなスキームが既にできています。ですので、どこが世田谷区を見てもらえるかというのはこれからなんですけれども、そういうスキームができていますので、地方と同じように受援をしていただくというような形になります。

それから、神社につきましては、いろいろ避難所的な役割をしていただいているようなこともあって、そこについては明確に地域防災計画の中で何か定めているということではありませんけれども、当然広いスペースだとかがありますので、そこら辺の御協力をいただきながら、災害時にどういうお願いをさせていただけるのかということについては、今後いろいろ課題として捉えていきたいなと思っております。

○◆◆区長 ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

広域連携ということであるとか、対口支援ということであるとか、世田谷区のみならず、東京都が相当大きな被害、またダメージが極めて大きいときには、他の道府県の力を大いに借りるということは当然想定できることでございますけれども、それは本当に災害のありよう、被害の状況によるものだと思いますが、現在、できる限り想定を細かくして

この素案をつくってきたということだと思います。

もし御意見、御質問がなければ、この場で、世田谷区地域防災計画の修正案をお諮りしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○◆◆委員 計画（本編①）の46ページに青字で書いてあるんですが、その中で、電力の提供施設ということで、充電スポットというものを私どもの町会でも一応5か所つくってあります。スマホの充電が大体主流だと思うんですが、今、私どもはそれ以外に井戸水の提供の家というのも10か所設置できています。どちらかというと、充電スポットについては、充電器が市販されていて結構進んできているかなというので、私としては、井戸水提供スポットを増やすことを方針として考えていただきたいなど。

つきましては、単に井戸水提供ではなくて、それが飲料水として適用できるか。今、井戸の中にP F A Sだか何か変な化学物質が入ってきているのがあるんですが、それについて世田谷保健所に聞いたら、それは水道局に聞いてくれと。それで、おととい水道局南部支所の桜丘の事務所に行ったら、それは保健所に聞いてくれということで、まあ、がちが明かなかったんですが、使える浄水器があるんだったら、井戸水提供の家にそれを据えることによって飲料水が提供できるようになるんじゃないかと。町内にも高齢者世帯があるので、遠くのまとまったところに歩いて行って、重い水を持って帰ってくるよりも、町内にそういうスポットができれば、それが結構この災害について重要になるかなと考えております。それが、本編①の46ページです。

それから、続きまして、ボランティアの問題も、マンションの防災があるんですが、マンションの防災ということで結構それなりにできているんですけども、私どもの地域では、3階建て以上ではなくて3階未満、つまり2階建てのいわゆる一般的にはアパートが多いんです。結果的に、町会の加入率が非常に悪いのは、こういうアパートに入っている。これは、どちらかというと単身赴任者ないしは学生。大学が協力してくれるという学生は、大学の中のほんの数%、大部分の一般学生はそうではなくて、避難所に駆け込まざるを得ない人間になります。そんなので、マンションの次に、4番目にアパートという項目を設けてもらって、アパートの管理者に対して調整、責任をどう取るのかという問題を考えて……。

○◆◆区長 ◆◆さん、質疑の時間は先ほど終わったんですが、もう一度戻して、質疑でよろしいですか。

○◆◆委員 そうですね、お願いします。

○◆◆区長 ちょっと何点もありますとぼやけてしまいますので、今出た問題についてお願いします。

○危機管理部長 井戸水に関してなんですけれども、今、井戸水提供の家については、世田谷区内で1000を超えるような御協力をいただいている状況です。これは生活用水として使っていただくということで御協力をいただいております、なかなか飲料用ということになりますと、非常に基準というんですか、飲んでも大丈夫なのかということを確認するのかという部分もいろいろありますので、そこについては生活用水ということで今考えている状況です。井戸水提供の家に御協力をいただいております大変ありがたいんですけれども、管理の問題だとかいろいろ御苦労されているということを聞いておりますので、そこについてはどんなふうに支援できるのかということは今考えている状況です。

それから、2階以下の集合住宅ですね。今回、先ほど委員からもお話のあったマンション防災ということで、3階以上のマンションについて、マンション防災ということで在宅避難だとか、災害時の活動についてどういうふうにしていくのかということ、共助をどういうふうに促していこうかということを、来年度、取り組んでいく予定です。当然、2階以下の集合住宅についても、同じような視点もあるかとは思いますが、まずは3階以上ということで考えながら、当然、災害時にどういう行動、活動というところは、これまでも一般の戸建ての方々と同じような形で周知しておりますが、まだ足りない部分があるというようなお話だったと思います。我々もそういうふうに考えておりますので、引き続き、そこについての周知啓発に努めていきたいと考えております。

○◆◆区長 区としても、災害時に飲料に供することができる災害用の井戸というものを、世田谷区役所本庁に、今は止まっているんですけれども、玉川総合支所とかにも配置しております。玉川総合支所にはそういう想定で、今おっしゃったような、水は非常に大事だということでございますので、ただ、そこが足りるのかどうかということと、P F A S等の問題が出てきて、水質はどうかという点も、今、御指摘はいただいたと思いますが、この素案に必ずしもそこまで細かい、一応、災害用の井戸は生活用水で使ってくれということで今位置づけておりますので、飲むところまで持っていくのは、P F A Sの問題以前にも、まだかなり難しいんじゃないかという議論があったと聞いております。ということで、大変重要な御指摘をいただきました。ありがとうございました。

○◆◆委員 水道局です。先ほどのお答えで、資料7のパブリックコメントの11ページにもありますが、世田谷区内は水道局の応急給水拠点として10か所、また、目黒とか杉並も

合わせて14か所、そして、区におきましては各避難所でスタンドパイプというのを設置しておりまして、また、小学校、中学校の受水槽から水を供給できますので、どうしてもそこに取りに行くという話になると思うんですが、ただ、区内100近く給水箇所がある。また、大規模施設としては14か所、区内外にあるという形になりますので、そこで基本的に災害時であっても水が供給できるという体制は確保しておりますので、何とぞ御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○◆◆区長 ありがとうございます。水道局さんからの御説明でした。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしければ、世田谷区地域防災計画の修正案という形でまとめましたものをお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

お手元のこれまで議論してまいりました世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（案）を、当防災会議といたしまして御承認いただけますでしょうか。御異議ないということでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御承認をいただいたということで、この修正案を世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕として、当会議において決定することといたします。

それでは、議事(2)報告事項、今後のスケジュール（予定）について、事務局に説明をさせます。

○事務局（防災計画担当副参事） 資料1の裏面、5の今後のスケジュール（予定）を御覧ください。ただいま御承認いただきました計画修正案につきましては、今月下旬の環境・災害・防災・オウム問題等特別委員会で審議の結果を報告し、来月になりますが公表してまいります。公表の際には別途通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールにつきましては以上でございます。

○◆◆区長 今後のスケジュール、この案の取扱いについて、今、事務局より説明がございました。何か御質問はございますでしょうか。

○◆◆委員 前回は令和3年で、今回は令和7年で、これは4年に1回修正ということですか。

○危機管理部長 特に何年に1回修正という決まりはないです。当然、国の上位計画ですとか、東京都の地域防災計画が修正されれば区の地域防災計画の方も修正をしていくとい

う状況にもなりますし、また、課題を検討しながら、新しくこういう課題についてはこう対応しようということで、ある程度まとまった段階で修正をするということも考えられますので、4年に1回ということではないです。

○◆◆委員 そうしたら、ぜひいろいろ課題が山積みでございますので、早いサイクルで修正をどんどん加えていくのがよろしいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

○◆◆区長 本日出た論点も、必ずしも反映できていないものもございましたので、御意見を参考にさせていただきたいと思います。

○◆◆委員 まず、資料3-1本編①の6ページにございます人口、昼間は世田谷区は流出していきます。そういう中で、列車に何人乗っているか、何両編成が世田谷区内に残っているのか、この辺もちょっと検討を加えておいていただくといいかなと。1編成、大体7両から13両ぐらいあるわけで、1車両に300人としても、7両編成でも2100人いるわけです。通勤時間帯には5分置き、あるいは3分置きには来る。その辺の数も頭の中にはちょっと入れていただいてもいいかなと。

それからもう一つ、発災した後、複合災害という形で検討されておりますが、過去の数字を見てみますと、宝永山が爆発したその前に、関東地方では宝永の大地震というのがあって、連動して富士山が噴火しているということで、その複合災害の対応という意味では、非常に降灰の危険性というのは十分検討していく必要がある。これは今後の課題で十分かと思います。

それと医療ということですね。前回、私はトリアージと遺体安置所をどうするんだという話を申し上げまして、回答がなされておりますので、非常に検討としては進んでおると思っております。医療に関しましては、発災後、とにかくけがをされた方をトリアージして、重症者を救う、そして軽症者を別な形でなるべく重症にならないような対応をしていく。これはもう石巻で実践されたことでございますので、その辺は各医療機関が十分対応できていくだろうと私は思っておりますので、世田谷区としましては、今後お願いしたい。

もう一つ、拠点病院ですが、目黒区が所管している場所になると思うんですが、東京医療センターですか、昔の国立第二病院、道路の向こう側は目黒区、道路のこっち側で世田谷区という場所ではありますが、この辺の連携も必要かと思えます。それに連動して駒沢公園の活用、この辺は十分検討する余地があるのかなと思っておりますので、今後、議論

を進める中でまとめていただければいいかなということでございます。よろしくお願いたします。

○◆◆区長 今回の修正以降の議論すべき課題について幾つか重要な点を出していただきました。ありがとうございます。事務局として課題にしてください。

○危機管理部長 はい。

○◆◆区長 ほかに何か今後の進め方についてございますか。今の事務局の説明でよろしければ、今日、承認をいただいた地域防災計画を、今後、議会の特別委員会で報告、審議いただいた後、年度末、3月に、令和7年修正の世田谷区地域防災計画ということで公表していく運びにいたします。

議事は以上となります。御協力のほど、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の防災会議、たくさん重要な御意見をいただき、また関係機関から、また各地域の代表の皆さんからの御意見をありがとうございました。今後の課題、また修正のタイミングを早めることも意識して、一つ一つの課題をなるべく備えを進めていこうというような提起も受け止めていきたいと思います。

本日はお忙しいところありがとうございました。以上にて閉会をしたいと思います。

○危機管理部長 どうもありがとうございました。

午後7時35分閉会